

## 2019 年度会費等の内訳

### 1 会費

名 称	金 額
公益社団法人日本看護協会会費(5,000 円) +	10,500円
公益社団法人群馬県看護協会会費(5,500 円)	

※1 日本看護協会会員は、都道府県看護協会の会員が原則となっていますので、会員証については、一体のもの(1枚)となっております。分離入会は出来ません。

※2 他都道府県看護協会で会費納入をされて、年度途中で群馬県へ転入を希望する場合は、会費が免除となります。(群馬県看護協会へ入会歴がない方は、下記の入会金及び看護教育センター運営維持管理費が必要となります。)

なお、他の都道府県へ異動され、入会をされる場合は、当該都道府県看護協会の方式となります。

### 2 入会金

名 称	金 額
公益社団法人群馬県看護協会入会金	10,000円

※1 **対象者：群馬県看護協会へ入会歴のない方。**

※2 初回入会時のみ必要になります。群馬県看護協会に再加入の方は不要です。

**必ず申込書に当時の会員番号を記入**してください。会員番号が不明な場合は、事前に**会員番号等調査依頼書**を使用し、お問合せ下さい。

### 3 看護教育センター施設運営維持管理費

名 称	金 額
看護教育センター施設運営維持管理費	30,000円

※1 看護教育センターの維持費及び将来の建替え増改築の為の資金

※2 **対象者：平成21年度以降に群馬県看護協会へ新規入会の方。**

(目安として、会員番号が023315以降の方が該当します。一部例外有り)

※3 1人3万円の納入が必須となります。すでに完納されている方は不要です。

納入状況について不明な場合は、**会員番号等調査依頼書**を使用し、お問合せ下さい。

※4 標準の支払い方法は分割払い(10,000円×3年間)です。一括払い・増額払いをご希望の方は、**運営維持管理費増額支払申込書**を利用しFAXにてご連絡ください。

#### ◎会費納入方法について【重要】

<施設所属の方>

1.口座振替または、9.勤務先で取りまとめて納入が選択できます。納入方法は施設ごとに決まっています。必ず施設担当者の方に確認して選択して下さい。

【施設担当者の方へ】入会希望の方へ施設の指定する会費納入方法を必ずお伝えください。また、施設として納入方法を変更したい場合は、群馬県看護協会までご連絡下さい。

<個人会員の方>

1.口座振替・2.銀行振込・3.コンビニ収納が選択できます。

※口座振替以外の納入方法は所定の手数料が掛かります。